

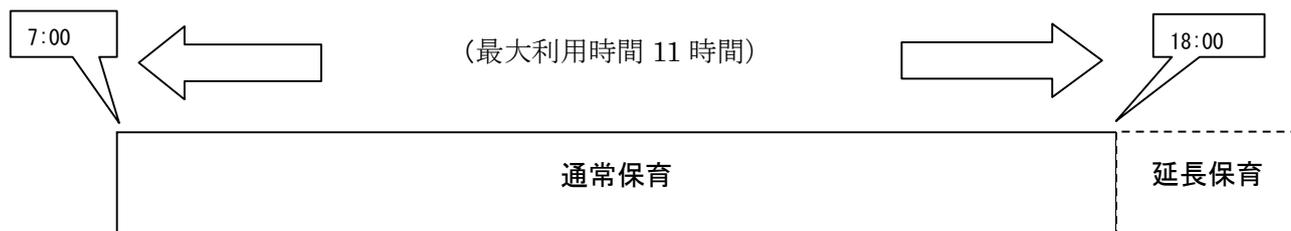
## 子ども・子育て支援新制度における保育所保育料について

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、保育所保育料については、保育時間（標準時間もしくは短時間）により区分されるほか、階層区分を判定する際に参照する税目が、所得税から市民税に変更されるなどの所要の改正が行われます。そのため、本市の保育所保育料について、下記の考え方にに基づき別添のとおり定めることとし、関係条例を平成27年3月議会に提案しているところです。

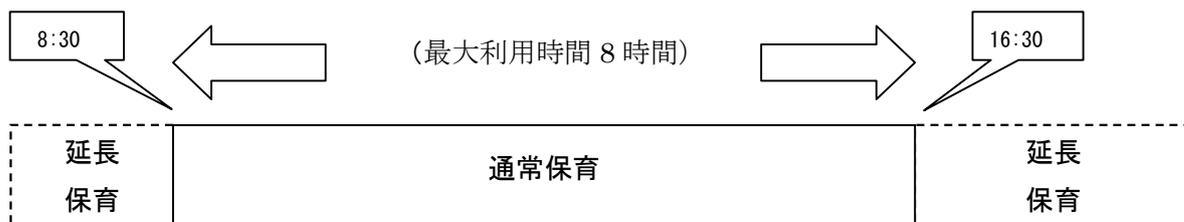
## 記

1. 国基準の保育標準時間の利用者負担が現行水準に据え置かれているため、本市保育所保育料は据え置くこととする。
2. 保育短時間の保育料については、国基準の保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の割合を乗じて本市保育料とした。（国の保育短時間の基本的な考え方と同様）
3. 階層については従来どおり13階層に据え置き、市民税所得割額の金額区分については、国基準の利用者負担額における階層区分を参考に割り振った。

## 保育標準時間認定



## 保育短時間認定



※ 延長保育については別途、延長保育料を徴収する予定。

保育標準時間認定に係る保育所保育料 新旧表

旧表					新表					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）			各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
1	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0		生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0	
2	1及び5以降の階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	2,000	1,400	1,300		前年度分の市町村民税非課税世帯	2,000	1,400	1,300	
3	1及び5以降の階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であつてその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,300	5,800	5,700		前年度分の市町村民税の課税世帯であつて、均等割額のみの世帯	7,300	5,800	5,700	
4	1の階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であつてその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	10,200	8,900	8,700		前年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	10,200	8,900	8,700
5	5,000円未満	15,800	14,700	14,400		48,600円以上 54,000円未満	15,800	14,700	14,400	
6	5,000円以上 8,500円未満	18,400	17,200	16,900		54,000円以上 58,000円未満	18,400	17,200	16,900	
7	8,500円以上 24,000円未満	21,000	19,900	19,200		58,000円以上 77,000円未満	21,000	19,900	19,200	
8	24,000円以上 40,000円未満	23,100 (23,700)	22,600	21,000		77,000円以上 97,000円未満	23,100 (23,700)	22,600	21,000	
9	40,000円以上 70,000円未満	30,900 (32,100)	25,000	22,600		97,000円以上 132,000円未満	30,900 (32,100)	25,000	22,600	
10	70,000円以上 103,000円未満	39,500 (40,500)	27,500	24,900		132,000円以上 169,000円未満	39,500 (40,500)	27,500	24,900	
11	103,000円以上 413,000円未満	49,400 (50,200)	29,400	26,600		169,000円以上 301,000円未満	49,400 (50,200)	29,400	26,600	
12	413,000円以上 734,000円未満	57,600 (59,400)	31,200	28,100		301,000円以上 397,000円未満	57,600 (59,400)	31,200	28,100	
13	734,000円以上	65,000 (67,800)	32,800	29,500		397,000円以上	65,000 (67,800)	32,800	29,500	

※保育料の額（月額）欄中（ ）は、0歳児に適用する。

## 保育短時間認定に係る保育所保育料 新旧表

旧表					新表				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）			各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0		生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0
2	1及び5以降の階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	2,000	1,400	1,300		前年度分の市町村民税非課税世帯	2,000	1,400	1,300
3	1及び5以降の階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であつてその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,300	5,800	5,700		前年度分の市町村民税の課税世帯であつて、均等割額のみの世帯	7,200	5,700	5,600
4	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	10,200	8,900	8,700		前年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	10,000	8,700
5	所得割の額のある世帯	15,800	14,700	14,400		48,600円以上 54,000円未満	15,500	14,400	14,100
6	1の階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であつてその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	18,400	17,200	16,900		54,000円以上 58,000円未満	18,100	16,900	16,600
7	5,000円未満	21,000	19,900	19,200		58,000円以上 77,000円未満	20,700	19,600	18,900
8	8,500円以上 24,000円未満	23,100	22,600	21,000		77,000円以上 97,000円未満	22,700 (23,300)	22,200	20,600
9	24,000円以上 40,000円未満	30,900 (32,100)	25,000	22,600		97,000円以上 132,000円未満	30,400 (31,600)	24,500	22,200
10	40,000円以上 70,000円未満	39,500 (40,500)	27,500	24,900		132,000円以上 169,000円未満	38,900 (39,900)	27,000	24,400
11	70,000円以上 103,000円未満	49,400 (50,200)	29,400	26,600		169,000円以上 301,000円未満	48,600 (49,400)	28,900	26,100
12	103,000円以上 413,000円未満	57,600 (59,400)	31,200	28,100		301,000円以上 397,000円未満	56,700 (58,500)	30,600	27,600
13	413,000円以上 734,000円未満	65,000 (67,800)	32,800	29,500		397,000円以上	63,800 (66,700)	32,200	28,900

※保育料の額（月額）欄中（ ）は、0歳児に適用する。